

会議録

会議の名称	令和4年度 第3回東大和市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	令和4年10月5日(水) 午前10時00分～午前11時00分				
開催場所	中央公民館301会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>(委員) 田村茂(会長)、内野美樹子(副会長)、岸和雄、町田道子、大羽敬子、吉浦高志、岩崎和夫、小樽敏雄、茂本勉</p> <p>(事務局) 田村美砂(市民環境部長)、梶川義夫(環境対策課長)、岩上崇(ごみ減量係長)、岸(ごみ減量係)</p> <p>●欠席者(敬称略)</p> <p>陣野原佐江子、米澤照江、足立浩志</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	<p>1.【報告】事業系一般廃棄物処理手数料の議決決定(承認)について</p> <p>2.【審議】東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)素案</p> <p>3.その他</p>				

会議経過

【会長】

皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年度第3回東大和市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、足立委員、陣野原委員、米澤委員につきましては、都合により欠席とのご連絡が入っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

初めに、本日の資料の確認をしたいと思います。環境対策課の岩上です。よろしくお願いいたします。先日、お配りしました資料になります。まず次第、計画の素案、「東大和市一般廃棄物処理基本計画現行計画との主な変更点」と書かれた資料1、「東大和市一般廃棄物処理基本計画改定内容」と書かれた資料2と、机の上に今置いています、差し替えの資料の計5部になりますけれども、不足のある方はいらっしゃいますか。

それでは、課長の梶川から、次第1について、報告をさせていただきます。

【事務局】

それでは、私から次第1、事業系一般廃棄物処理手数料の議決結果につきまして、報告をいたします。こちらにつきましては、令和4年度第1回の本審議会で、私からご報告させていただいたその後の経過でございます。第1回目本審議会での報告内容を振り返りますと、令和3年3月に、一度こ

の手数料の改定について諮問をさせていただきました。本件につきましては、審議会の審議の結果、認めいただく旨の答申をいただいているところでございますが、その際、改定額につきましては、小平・村山・大和衛生組合の分担金と東京たま資源循環組合の分担金の合計額を小平・村山・大和衛生組合のごみの搬入量で按分した1キログラム当たり、1キロ43円という額をお示ししておりましたが、その後、1年を経過しまして、最新の負担金額を搬入量から計算しますと、1キログラム当たり40円を下回るような結果でございまして、各年度で上下するというところで、直近3か年平均の数値で平準化を図りまして、1キロ40円という額で、ご報告させていただきました。

予定どおり本年9月の市議会定例会で提案させていただき、市議会当日は、手数料改定による対象者や、どの程度の負担増があるのか、あるいは、今後の進め方など質問がありましたが、審議の結果、無事可決されました。皆様におかれましては、様々ご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、次第の2一般廃棄物処理基本計画の説明の中で、この処理費用の負担のあり方の検討というところで、再度、触れさせていただいておりますが、先に私から議決の結果を得ましたので、一度ここで整理させていただくという意味で報告をいたします。

今後でございますが、事業者の方々への連絡は、説明会を行いまして、事業者の皆様の理解を得ていきたいというふうに考えております。説明会につきましては、11月を予定しているところでございます。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。特に質問等はないようですので、次に移らせていただきます。
第2の東大和市一般廃棄物処理基本計画素案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

素案を用意ください。追加で訂正の箇所がありますので、そこから説明いたします。2ページをお開きください。2か所ございまして、1か所が図のところの一番下で、「一般廃棄物処理基本計画」とありますが、ここは「一般廃棄物処理実施計画」となります。続けて、右の表、関連自治体の枠の中の上から4つ目に「3市協働資源化事業基本構想」とあります「協働」の字が「共同」となりますので、こちらも訂正になります。

そうしましたら、素案の目次をご覧ください。

前回の審議会では、第6章から第7章の1、施策の体系までご審議いただきましたけれども、その他の項目については、今回の審議会資料をお示し、ご審議いただくことにしております。現行計画との変更点を中心にご説明いたします。

第1章から順番にご説明いたします。資料1も一緒にご用意の上、ご覧いただければと思います。

まず1ページをご覧ください。第1章は、本計画の位置づけとなります。現行計画との変更点としては、不用な文言の削除、上位計画の名称等の変更、あと、広域支援の内容とSDGsに関する内容を追記しておりますけれども、大きな変更点はございません。

3ページをご覧ください。第2章は、本計画の基本理念になります。これは、本計画において根本となる考え方です。大きく2点、記載しています。1点目が、循環型社会の構築、2点目が、発生・排出抑制及び資源循環の仕組み作りです。廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組み、循環型社会の構築をしていくこと、またそのための仕組み作りについて記載しております。現行計画との変更点はございません。

4ページをご覧ください。第3章は、基本方針になります。基本理念に基づきまして、市の方向性を示したものとなります。大きく3点記載しております。1点目が、廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進すること。2点目は、中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進すること。3点目は、市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進することで

す。ごみ処理施設の更新及び最終処分の文言は追記しておりますけれども、現行計画と大きな変更点はございません。

続きまして、6ページをご覧ください。第4章は東大和市の廃棄物処理の状況になります。現行計画との変更点としては、分類の変更や達成状況を追記しておりますが大きな変更点はございません。

7ページと8ページをご覧ください。廃棄物処理の現状としては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、全体的にごみ量が増加している状況です。その後、令和3年度においては落ち着きを見せ、前年度よりも減少しております。

9ページをご覧ください。(4)のところに、他自治体とのごみ量の比較でありますけれども、令和3年度における一人当たりの排出量は、多摩地域の中で3番目に少ない排出量となっております。これは、市民と事業者が、ごみ減量に取り組んできた成果であると考えております。

次に、10ページから20ページ以降についても、廃棄物処理の現状を図や表を中心に表していますので、お時間のある時にご覧ください。

少し飛びまして、21ページをご覧ください。第5章は、東大和市の廃棄物処理における課題となります。コロナや法施行等により、大きな枠組みとしての当市が抱える課題について記載しております。上から順番にご説明いたします。

1番の発生・排出抑制(1)総ごみ排出量ですけれども、令和2年度はコロナの影響により、ごみ量が大きく増加しております。令和3年度は減少しましたが、ごみ焼却施設の建て替えをし、この期間は多摩地域の他の焼却施設でごみ処理をしているため、さらなる減量化が求められています。

(2)食品ロスですけれども、組成分析の結果において、ある程度の食品ロスが含まれていることが分かっております。当市について食品ロス削減を推進する施策をこれまでも実施してきましたが、コロナ禍における効果的な施策について、今後も検討していく必要があります。

(3)拡大生産者責任ですが、これは基本理念と基本方針でも触れておりまして、現行計画とも同様の内容ですけれども、廃棄物減量を効果的に進めていくため、循環型社会形成推進基本法の基本理念の一つである拡大生産者責任への取組をしていく必要があります。

続きまして、22ページをご覧ください。上から2つ目、3、リサイクル及びリユース(1)プラスチックの資源化ですが、プラスチックに係る新法の施行に伴いまして、当市においてもプラスチックの資源化について検討を行う必要がございます。

続きまして、23ページをご覧ください。(2)衛生組合ですが、小村大のごみ焼却施設の建替え期間中は、多摩地域のごみ焼却施設で処理するため、さらなる減量化を進めていく必要があります。

その他の項目について、当市の課題として、戸別収集の導入の検討、最終処分場への搬入量の減量、市民活動への支援、廃棄物処理の費用負担等を、この中にも記載しております。

24ページをご覧ください。ここからが第6章から第7章、1、施策の体系までについては、前回の審議会でご意見をいただいた内容について検討しまして、一部内容を変更しております。変更箇所については赤字にしております。また、SDGsに該当するロゴを項番の横に入れております。順番にご説明いたします。

25ページをご覧ください。目標2の表記につきまして、目標1と表記が同一となっていたため、「衛生組合への搬入量」へと言葉を変えております。

28ページをご覧ください。①事業系一般廃棄物の自己処理の推進と②食品ロスへの取組において、前回、「検討する」としていた言葉を実効性のある言葉へ変更しております。

29ページをご覧ください。⑤不用品のリユースについても、先ほどと同様でございます。

30ページをご覧ください。(3)収集体制の検討、アの方針ですけれども、平成26年度に有料化しまして、現在も体制は変更していないため、適切な表現に変更しております。

その下の①戸別収集の徹底及び拡充において、「検討する」としていた言葉を、実効性のある言葉に変更しております。

32ページをご覧ください。こちらについては、実効性のある言葉と表現等への変更になります。

35ページをご覧ください。②生ごみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充ですけれども、「事業効果が見込める場合は要綱を改正する」といった文言に言葉を変えております。

続きまして、37ページと38ページについては、これも実効性のある言葉と表現等への変更になります。

続きまして、39ページをご覧ください。それと本日、差し替えて机上配付している資料もあわせてご覧になっていただければと思います。訂正が2か所ありまして、青字の箇所が訂正箇所になります。施策の処理費用負担のあり方の検討のAの方針のところ、多摩地域26市では、全市において有料化の導入が図られている。その言葉に変えております。元々は24市が有料化という言葉でしたが、もう26市全て有料化の導入が図られておりますので、言葉を修正しております。

次に、施策6、新たな中間処理施設の運用のAの方針のところ、中間処理施設の運用についてはとありますけれども、もともと新たなという言葉が中間処理施設の前に記載しておりましたけれども、もう中間処理施設は出来上がっておりますので、適切な文言に変えております。

次に、赤字の変更箇所についてですけれども、まず施策の処理費用負担のあり方の検討のAの方針のところ、審議会の初めに課長から報告をしましたが、手数料の値上げに伴いまして、文言を変えております。

続きまして、41ページをご覧ください。こちらは計画管理について記載しています。現行計画との変更点はありません。

42ページと43ページは計画管理のシートになります。

44ページ以降は資料編となりますので、お時間のある時にご覧ください。

以上になります。本日の審議会を終わらせて、パブリックコメントを出すことになります。パブリックコメントとは、市内在住・在勤・在学のほう等から、計画の策定に当たりまして意見を募集するものになります。募集期間については、11月の1か月間を予定しております。

本日のご意見が計画に反映することができる最後となりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。かなりボリュームがございまして、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

全体的な作りとしては、このような作り方なのかなと私は感じました。あとは中身について、何か気になるところ等ございましたら、よろしいでしょうか。

全般に目を通させていただいたのですが、気になったところを何点が質問等したいと思います。

まず1点目ですが、これは要望ですけれども、上位計画の「輝きプラン」と「東大和市環境基本計画」について、この基本計画に関連するところを抜粋して、皆さんに配付していただければと思っています。

2点目ですが、2ページになります。SDGsの関係ですが、上から2行目の文言の中に、地球上の誰1人として取り残さない持続可能な社会の実現に向けて云々という書き方をしていますが、この地球上の誰1人残さないというのは、SDGsの理念です。理念の1つですけれども、それとSDGsの理念は2つございまして、1つはここに書いてある、誰1人取り残さないよというのが理念。で、もう一つが、変革をしていくっていうのも理念に掲げています。この変革をするということがどういうことかということ、変えて新しいものにしていきますよっていうことですね。何が原因で何をしなきゃいけないのかっていうことを理解して変革していくということです。従いまして、ここにもこの理念を書くということであれば、ここに書かれている文章のこの文脈として伝えたいことっていうのは、逆に、このもう一つの理念を変えていくところ、変えていって、なおかつ誰も残さないで持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいくということ、そんな表現で書いてもらったほうがいいのか。特に、基本理念の1つだけをここに書いてあるという理由がよく分からないというのが、1点目の質問と考え方になります。

それから、SDGsの関係でいきますと、輝きプランの中では、目標の11「住み続けられるまちづくり」を目標として掲げています。この基本計画の中では、3点だけなのですが、この目標11が

入っていない。輝きプランの中に書かれているものは、やっぱりこっちにも何らかの形で反映したほうがいいのかなというのが1点です。

それから、次が3ページですが、基本理念ですが、この1と2をトータル的に私が理解したときに、ここで言っている理念というのは、1つなのかなと私は思いました。要するに目標を、循環型社会の実現を目指すということが、その考え方の基本にあるのかなと。ここで言っている2の発生・排出抑制、資源循環の仕組みを作るというのは、それをその循環型社会の実現を目指すための手段なのかなというふうに、私は捉えたのですが、この辺のところを考え方としてどうでしょうかというのが質問でございます。

それから、5ページの一番下の(3)行政の役割の1行目ですが、循環型社会の構築に向けて、具体的に行動していくという書き方をしているのですが、ここに具体的に行動していくという書き方をすると、具体的な行動の内容は何なの、どんな行動なのっていうことになるのかなと。で、表現の方法ですけれども、循環型社会の構築に向けて、積極的に施策を展開するとともに、地域における活動を推進し云々というような形で文章を作ったらどうかというのが提案でございます。

それから、21ページの2の(1)ですね。容器包装廃棄物のところですけども、一番下段のところに市民の意識改革や消費活動の変化を促すことによって、生産者等をその長期使用に耐えられる製品の開発へ誘導することができるということが書いてあります。ここは、この文言自体は課題ではないのかな。課題としては、何だろうというふうに捉えました。そこで生産者等を誘導するために、市民の意識改革や消費活動の変化を促す必要があるのかなという文言に変えたほうがいいのかというところ。これは表現の仕方ですけど、こうすれば生産者の誘導することができるよ。じゃ、課題は何ってなりますので、ここは言葉を変え、前後を変えれば、課題は見えてくるかな。

それから、22ページの4(1)3市共同資源化事業、ここでは現在やっていることを書いているが、課題が見えてこない。課題は何でしょうというのが質問でございます。

あとは、24、25ページでございます。ここで表のところに、前回の目標値というのがそれぞれ書かれていますが、この目標値が令和3年度のところに書かれているので、これは令和4年度の目標値が書かれている数字ですよ。だから、白丸を令和4年度のところに持ってきたらどうかと。

あとは41ページ、計画管理のところですが、この計画管理の中で、非常に分かりやすく、こういった数値を捉えてチェックしていくということを出されていますが、一般的にこういった施策をやる場合には、PDCAサイクル、最終的には1年ごとにでも変えられる部分は改善していくというアクションがあってもいいのかなと。その部分がこの計画管理の中には謳われてないのかなというふうに思ったので、原因とか問題点の点検も含めて改善をしていくということもこの計画管理の中で実施していくというふうなことをどこかで表現しといたほうがいいのかと思いました。

【事務局】

まず1点目、ご要望いただきまして、本日議題の計画の上位計画である環境基本計画、それからさらに上の市としてのプランでございます「輝きプラン」というのがございます。これも全庁的にどの部署がこういうものやっっていくよという全体の姿を書いたものですが、そちらのごみの部分に関係した部分、こちらを抜粋して、皆様に情報共有させていただくということでございます。後日文章で皆様のところにお届けすることで検討させていただきたいと思っております。

2番目と3番目、SDGsの関係でいただきました。SDGsの考え方、理念で一方が載っていると、誰も取り残さないでやっていくという部分を表記しておりますが、もう一つの理念である変革するということで、原因と対策、こういったものをきちんと打っていくということで、その変革の部分の理念が必要ではないかということでいただいたと思っております。こちらのほうは、SDGsの考え方を私どもでもう一度当たらせていただきまして、もし皆様でご異論がなければ、確認した上で、もう一つの理念も掲載するようにと考えております。

それから、SDGsに関係してですが、2ページの一番下段にSDGsのロゴが3つ書かれてございます。12、14、17というものです。「輝きプラン」のほうは、もう一つ、11が入っているということでございます。私どももこのSDGsの11番については、当初入れておりましたが、施策と

の関連性もありまして、あえて削除いたしました。輝きプランをもう一度確認させていただきまして、整合性をとった上で11番の扱いについて、該当する施策に11番を加えていきたいと考えております。

3ページの基本理念ということで、一番目に循環型社会の構築、それから大きな2番といたしまして発生抑制及び資源循環の仕組みを作るということで、理念としては1番で、2番というのはその手段ではないかということで、基本理念としては1番ということのご質問であったと思います。5年前の元の計画と整合をとったということもあります。恐らくこの基本計画も5年前に作ったときには、1番の循環型社会を構築する、ここであるべき姿を述べておりますが、それとともに市民の皆様、事業者の皆様が2番のところでごみを出す際に排出抑制をかけていただいて、その上で分別を図って、資源循環の仕組みに協力していただくという具体的な行動スタイルも理念の中に含めた経過がございます。従いまして、1番が姿で2番が手段というご意見もあろうかと思いますが、事務局といたしましては、1番と2番を含めて理念といたしまして、そのページの下のイメージ図に示させていただいたというようなところでございますので、もしご意見とかがあればいただきたいなと思っております。

続きまして、5ページの(3)行政の役割の1行目で、具体的な行動というところの表現でございますが、こちらは会長おっしゃったとおり、施策を打っていくという意味合いです。こちらの計画の後ろに施策の体系表がございます。この中に意識を変えていくための広報媒体ですとか、そういったものが書かれておりますが、そちらにつなげるために施策を打っていくということですので、積極的な施策を展開するとともにという意味でございますので、こちらは施策の展開という表現に変えさせていただきます。

それから、21ページ、第5章の廃棄物における課題の下の大きな項目2番、廃棄物の収集の(1)の一番下のところですね。市民の意識改革というところからリサイクルを進めて、長期的な製品を開発できるよう誘導するというようなところでございます。表現のところを見直させていただきますが、ここでの課題は、あくまでも(1)の2行目に書かれてございます費用の増大、これが課題ということであって、その課題解消につながるということで、ペットボトルと、それから様々な製品開発の段階から民間事業者様、生産者の方を誘導するということが謳われてございますので、これについても表現は検討させていただきたいと思っております。

中間処理については、後ほど係長からお答えさせていただきます。

次、24、25ページに目標1と目標2の折れ線図がございます。ここに現目標の数値が令和3年のところに来ているということでございます。これは4年度末でこの目標値を達成するというところでございますので、修正させていただきます。

それから、41ページの(2)計画管理、手法の扱いでございますが、こちらについては、どのような進行管理をしていくかというところでございます。確かに施策を考えて実施した結果、大事なのはチェックとアクションの部分でございますので、そちらの原因・問題点の解明、それからどういった改善をするかといったような流れになるような、分かりやすい表現というのも大事なと思いますので、こちら事務局で検討させていただきたいと思っております。

【事務局】

22ページにお戻りいただき、一番下の4、中間処理、(1)3市共同資源化事業のところでございます。衛生組合も含めまして、東大和市、小平市、武蔵村山市で資源化の統一でありますとか、何か施策を打っていくときに、3市共同資源化事業基本構想というものに基づいて、この考え方を大事にして進めているところです。会長のおっしゃるような課題でございますので、実際に基本構想がどういうものかというところで書いてはいますけども、基本構想に基づいて今後についても進めていかなければいけない、必要だということで、書き方の表現は見直しさせていただこうと思っております。

【事務局】

先ほど私から回答させていただきましたが、幾つか私どもで、会長からいただいたご意見について検討させていただくとお答えした部分がございます。そちらについては、後日、輝きプランや環境基本計画の抜粋をお送りする際に、皆様に私どもの検討結果をこういうふうに検討いたしましたということでお示しして、ご覧いただければと思います。今すぐにこう言葉を変えるというのは出てきませんので。再度確認しますと、2点目のSDGsの変革という理念を入れるということ。それから、SDGsのナンバー11の扱い。それから、3ページの基本理念の表現の仕方。それから、5番目の具体的な行動という意味の置き換え。それから、21ページの課題としての流れに沿った表現、生産者等を誘導できるといったところの部分はどういうふうに変えるかといったところ。それから、24、25の目標値は変えます。それから最後に、PDCAの考え方を入れた計画管理の文章ということで、そちらを検討させていただいて、後日、皆様に検討結果をお知らせしたらどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。それでは検討していただき、結果をご連絡いただきたいと思います。

それから、今の質問に関してですが、3番の基本理念のところ、ここについては提案ですが、この1、2と分けなくて、文章を続けてはどうなのかなと。1つにして、両方を盛り込んだらどうかと思いました。そんなところも工夫していただければと思います。

それから、ちょっと気になったところももう一つございまして、文章の作り方というか、最後の語尾の表現ですが、前回いただいた資料は「ですます調」で書かれていたものが、今回語尾が全て訂正されている形で提示していただいています。こういった基本計画等を作るときに、何か文言の取り決めや、形式が決められているとか、何か決めがあってこういった形にされたのかというのが質問です。それと、今までの基本計画は、やはり同じような表現だったのかなという確認をしたいと思います。

また、これは私の主観的なものですが、最後の言葉尻は、ある意味お役所言葉でいいのかなと思っています。条例なんかは「何々するものとする」とか、そういう言い方をしているのかな。その辺の文章の作り方について、特に決まりがないということであれば、文書課と相談していただくのも1つの手かなと。こういった書き方がいいというようなアドバイスをいただけるのかなと思います。それが一点です。

それとあともう一つだけ、この中に災害時のごみ対策については、一般廃棄物処理基本計画というところで災害時のごみについては別途規定があるのかなとは思いますが、現状、災害時のごみ処理対策というのは、どのようになっているのかというのを教えていただければと思います。その2点です、よろしくをお願いします。

【事務局】

1点目は、本日お示しさせていただきました基本計画の文章の表現、全体的な表現の問題でございますが、「である調」と言いますか、「何々とする」ですとか「何々である」というような、言い切り型の表現になっております。

これに関して、私の承知している限りでは、表現のルールは、恐らくないと考えております。

前回の基本計画、5年前の基本計画を見ていると、やはり「である調」で作られているというような認識でございますので、輝きプラン等、他の市の計画がございますので、そういったものを参考にさせていただきまして、整合性をとってまいりたいと考えております。

2点目の災害時の廃棄物の関係でございます。今日お渡ししました基本計画の13ページをご覧ください。こちらに、これまでのうちの市の廃棄物処理に関する沿革が載っております。13ページの平成30年度のところに災害廃棄物処理計画というのを記載しています。この一般廃棄物処理基本計画というのは、日常生活上、私たちが市民の皆様や事業者の皆様、それから我々行政が取り組んでいくもの、方向性、それから課題等についてまとめたものです。一方で災害が起き

たときのごみ処理は、こちらの一般廃棄物処理基本計画とは分けたところで、別個のものとして整理しております。

現在、災害廃棄物処理計画の中身としましては、災害が起きたときにどういごみが排出されるか、例えば木くずであったり、がれきであったり、生活ごみであったりというような災害時特有のごみの種類を、どういった形で保管し、それを処理に回すかといったところが計画の中心になってくると思います。

その中で課題といたしましては、災害廃棄物の仮置場とか、運搬の関係もございしますので、そういった意味で業者との協定、こういったものが非常に重要になってまいります。

地域防災計画に基づいて、今年度に入って家庭廃棄物の収集業者と協定を結んでおります。災害時に災害廃棄物を収集運搬していただくということで協定を結んでおります。廃棄物とし尿という部分で、2つについて協定を結びました。これから災害が起きたときに、具体的にどういふうに動くのかということを考えていかなきゃいけないところなので、そこを環境対策課で今検討中というところでございます。ということで、整理としては別個の計画で、これとは別に災害廃棄物処理計画というのを定めて、震災時に対応できるように検討しているところでございます。

【会長】

ありがとうございました。よく分かりました。

私からは以上です。ほか、何かございますか。

【委員】

9ページの(3)のごみ組成の中で、不燃ごみの中にプラスチックが50.2%と半分以上入っている。私たち素人が申し訳ないが、東大和市に掲げられている全体的な問題ですが、このプラスチック容器がすごく多いですね。それを紙か何かに代替できるようなことを検討されているかどうか、それを聞きたい。

【会長】

今日のニュースでもやっていたけど、コンビニなんかで脱プラ、スプーンとかフォークとか、ああいったものをかなり減らしていくというふうな方針で取り組んでいるようなところも、確かにプラスチックというのは今一番問題。

【事務局】

ありがとうございます。9ページの関係でございます。不燃ごみということで、今会長からもあったかもしれませんが、昨今、様々な生産者の方、あるいはサービス業におかれまして、かなり木の製品や紙の製品というのが出てきております。昨日か今日に大きく新聞に載っております。

後ほどページを説明しますが、後ろに施策の体系図がございます。その中で、4月からプラスチックの新しい法律が出ました。29ページの中段(2)のイのところ、さらに①資源物収集の見直しということで、黒ポツの2つ目でございますが、製品プラスチックの収集方法について検討するというふうになっております。行政として取り組むのは、プラスチック新法に関して、収集方法というのを検討してまいります。具体的に課題は非常に多いので、どこまで答えが出せるかというのは今のところ不確定でございますが、取り組んでいく予定でございます。

それから、22ページの第5章、廃棄物処理に関する課題の大きな3番、リサイクル及びリユース(1)プラスチックの資源化ということで、令和4年4月にプラスチックに関する新法ができました。生産者の方々は製品プラスチックをなるべく使わないで、代替する素材を用いて製品を開発、あるいは行政では、収集の仕方については努力義務というふうになっておりますので、先ほどご紹介した22ページの施策で今後検討を進めていくというところでございます。ただ、課題が非常に多いということは、自覚しています。

【委員】

一人一人の排出量が減ったということは非常に喜ばしいことですが、例えば業者にお任せしている、市の努力で業者と契約をして、おむつ等いろいろなものを直接引き取ってもらうような形をとられてきたと思いますが、そのようなものも排出量にカウントされているのでしょうか。

【事務局】

リサイクルの取組で、おむつもそうですし、ペットボトル、シャンプーボトル、そういったものも取組みをしています。それについては行政回収量の中には入れておりません。この数字の中に入れておりません。

【委員】

そうすると、業者等の店頭回収などで減ったのか、世帯構成や年齢構成の影響で減ったのかどうなのでしょう。前者の効果でトータルの目標値に近くなっていているのであれば、どんどん業者にお願いしながらやっていくとかなりの成果が出ると思いますが、基本的な施策の方針は分別ですよ。分別と市民一人一人の意識だと思うのですが、減った量だけ見るだけだと、何ゆえに減ったのか、両方のその部分も減った効果だと思えます。

【事務局】

先ほどからリサイクル、いろいろな市の新たな取組として、ペットボトルの回収とか、シャンプーボトル、おむつも一時的にやりましたけども、そういったものは行政回収から外れていますけども、補足しますが、集団回収、そういったものについては、全体のごみの中には入っています。

集団回収については、年々減少しています。あと、ペットボトルの回収とかシャンプーボトル、そういったものは周知の関係もあって増加している傾向にあります。1人当たりのごみの排出量が20グラム、30グラム減るところまで、リサイクルに回ってないと思っています。むしろ市民の方の減量の取組と、あと先ほどお話ありましたけども、年齢構成と言えは高齢化になっていますので、1人が出すごみの量というものが減ってきたり、例えば施設に入れば、病院に入れば、当然減ってきますので、こういった社会的な要因というものもあるのではないかなというふうに思っていますけども、そこについてはしっかり分析できているというわけではありません。当然、行政回収量を減らせば1人当たりの排出量も減ってきますので、そういう取組について、引き続きやっていかなければいけないと考えております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

それでは、特にないようですので、先ほど事務局からもありましたが、質問、要望があったものに関しては、修正等を事務局に一任とし、今日の審議を受けまして、最終的にお気づきになったことがあれば、来週の金曜日までに、市に意見を伝えていただければと思います。

これをもちまして本日の会議を終了させていただきたいと思えます。

この修正内容については、パブリックコメントの前に委員の皆さんには、修正分を送っていただけるということによろしいですかね。

【事務局】

パブリックコメントの前にお送りします。ですので、10月14日まで皆さんからご意見を待ちまして、その後、速やかに今日の検討結果と、皆様から追加でいただいた分を併せてご返答できればなと思っております。

【会長】

そんなことで今後進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。特に意見がございませんので、そのようにさせていただきます。それでは、これもちまして本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。

次回以降の会議の予定でございますけれども、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

次回、あと2回ありまして、次回4回目の会議については、1月18日水曜日、午後1時半から、最後の5回目の会議は2月8日水曜日、午後1時半から、各会とも2時間を予定しております。少し先の話になりますけれども、一旦これで日程を進めさせていただきます。

閉会